

# 周産期専門医資格更新認定試験 告示

一般社団法人 日本周産期・新生児医学会 『周産期専門医制度規定』中の「周産期専門医資格更新認定試験実施規定」に示す周産期専門医資格更新認定試験を下記のように実施する。今回は、2010年に周産期専門医を取得した方を対象に、専門医としての5年間の実績の評価とインターネット試験を実施する。

平成 27 年 3 月 13 日  
一般社団法人日本周産期・新生児医学会  
理事長 海野 信也  
専門医制度委員会 委員長 楠田 聡  
副委員長 田中 守

## 第 4 回周産期専門医(新生児)資格更新認定試験 第 2 回周産期専門医(母体・胎児)資格更新認定試験 —実施要領—

### I. 受験資格

1. 日本国の医師免許(医籍)を有する。
2. 基本学会である日本小児科学会、日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
3. 専門医資格更新を申請する時点で、継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
4. 通算 5 年間、周産期医療に従事し、診療実績報告書を提出している。
5. 5 年間の取得単位の合計が 50 単位以上かつ必須項目の合計が 30 単位以上ある。単位の詳細は【単位の解説】を参照する。

### II. 申請書類

受験申請書類は下記に示す書類をそろえて、出願期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛に簡易書留で送付する。

1. 周産期専門医資格更新認定申請書
2. 診療実績報告書
3. 研修単位となる業績一覧
4. 日本国医師免許証のコピー
5. 日本小児科学会・日本産科婦人科学会いずれかの専門医認定証のコピー(現在有効)

### III. 出願期間及びインターネット試験期間

2015 年 7 月 1 日(水)～2015 年 9 月 25 日(金)

上記期間中に、「II. 申請書類」に記載した書類の提出およびインターネット試験を行う。

#### IV. 出願における注意事項

1. 提出された申請書類に著しい不備、不足等があった場合、受理しないことがある。また、訂正、再提出を求めることもあるが、指定期限内に到着しない時は更新資格を失う。
2. 出願書類の受理通知は 10 日以内にメールで送信するが、届かない場合は必ず事務局に問い合わせる。問い合わせがない場合は、受験資格を失うこともある。

#### V. 認定試験

1. インターネットで試験を行う(30 問).  
試験の詳細は対象者へ 6 月初旬に郵送する。
2. 医師国家試験方式の MCQ 形式に準じた形式とする。
3. 内容は最新の知識を問う問題,学会のシンポジウムや話題になったトピックス,最新のガイドライン,この5年間での新しい問題点など,専門医として知っておくべき内容とする。
4. 全問正解を以って合格とする。

#### VI. 受験料

不要とする。

#### VII. 合否認定

専門医試験委員会は試験の適否を,専門医認定委員会は試験結果の評価と受験者に関する諸資料を総合して合否の決定を行う。

#### VIII. 合格発表

ホームページには 10 月末に掲載し,機関誌には第 4 号に掲載する。

#### IX. 資格更新の登録

1. 登録料 20,000 円
2. 登録申請を行うと,学会では専門医の更新を登録し専門医認定証と指導医資格認定証を交付する。

登録料は郵便振替あるいは銀行振込で下記口座へ納入する。

(銀行の場合)

三菱東京 UFJ 銀行 蒲田支店

店番 117 普通預金口座番号 2127802

一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

ネットバンキングの場合の口座名称

シヤ)ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(全てカタカナ全角)

(誤)シヤ→(正)シヤ

(郵便局の場合)

口座番号 00100-6-704183

口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会  
他の金融機関からの振込用口座番号 〇一九(ゼロイチキユウ)店 当座 0704183

## **X. その他**

資格更新認定の延長を希望する者は、「専門医資格更新認定延長申請書」を6月初旬までに事務局宛てに簡易書留で送付する。

## **XI. 問合せ先・書類の送付先**

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 日本周産期・新生児医学会 事務局  
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104 E-mail:senmoni@jspnm.org

### 【単位の解説】(研修単位となる業績について)

以下の項目の合計が 50 単位以上かつ必須項目\*の合計が 30 単位以上ある。

- 1) 学術論文の発表 10 単位  
周産期・新生児学関連の学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表。
- 2) 参加 10 単位＋筆頭演者として発表 10 単位
  - ① 本学会の学術集会\*
  - ② 周産期学シンポジウム\*
  - ③ 本学会が主催する教育関連セミナー\*(指導医講習会 A コース)
- 3) 学術論文の発表 5 単位
  - ① 周産期・新生児学関連の学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に共著者として発表。
  - ② 上記①以外の周産期・新生児学関連の学術論文を、筆頭著者として発表。(専門医認定委員会の審査が必要)
- 4) 参加 5 単位＋筆頭演者として発表 5 単位
  - ① 日本小児科学会
  - ② 日本産科婦人科学会
  - ③ 日本小児外科学会
  - ④ 日本麻酔科学会
  - ⑤ 日本未熟児新生児学会
  - ⑥ 日本未熟児新生児学会教育セミナー
  - ⑦ 日本母体胎児医学会
  - ⑧ 日本糖尿病・妊娠学会
  - ⑨ 日本小児外科学会秋季シンポジウム
  - ⑩ 国際学会(周産期・新生児学に関連する演題について、筆頭演者として発表した場合)
- 5) 参加 2 単位＋筆頭演者として発表 2 単位  
本学会が認める周産期・新生児学関連の学会または研究会  
\*学会ホームページ専門医制度(共通)の「研修単位となる学会, 研究会一覧」を参照
- 6) 新生児蘇生法講習会のインストラクター5 単位(補助は含まず)
- 7) その他, 上記以外の学会または研究会については専門医認定委員会に申請の上審査する。